

お部屋探し時の注意事項

おとり広告、不当表示等にご注意！

「広告に掲載された物件が存在せず、他の物件の勧誘を受けた。」
「広告の内容と実物が違う」といった場合はご注意を！
それは、おとり広告や不当表示に該当します。

過去の入試シーズンに、おとり広告を掲載した「学生向け賃貸マンション等のパンフレット類」が配布されていました。本年度も同じようなパンフレット類の配布が予想されますので、十分注意してください。

○他の広告と比べて、間取りや立地条件はほぼ同じなのに、家賃等が極めて安く、誰もが「掘り出し物」だと感じる広告はおとり広告が多いのでご注意を。まったく別の物件をしつこく勧誘されることがあります。

○広告に掲載している写真や間取り図が実物と異なる場合は注意を。必ず現地を確認し、納得して契約するように注意しましょう。

○格安家賃、日当たり最高、環境抜群、特選物件等、客観的な表現や、具体的な事実に基づかない表示は不当表示です。注意しましょう。

○仲介業者から契約前に宅地建物取引主任者から法定の重要事項説明を行う必要があります。説明がない場合宅建業法違反です。また、重要事項説明は宅地建物取引主任者でないとできません。

○契約前に退去時の条件もしっかり確認しましょう。退去時にトラブルとなる事例がよくあります。

苦情・相談先

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ■ 宅建業者(仲介業者)に関する苦情・相談 | 滋賀県住宅課 077-528-4231 |
| ■ 不動産広告に関する苦情・相談 | (公社)近畿地区不動産公正取引協議会
06-6941-9561 |
| ■ 契約に関する苦情・相談 | 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999 |
| ■ 不動産に関する苦情・相談 | 不動産無料相談所 077-526-2267 |